

株式会社 インターアクション

## 定 款

平成4年6月19日 作成  
平成4年6月22日 公証人認証  
平成4年6月25日 会社成立  
平成12年8月31日 改訂  
平成13年8月29日 改訂  
平成14年8月28日 改訂  
平成15年8月28日 改訂  
平成16年8月26日 改訂  
平成17年8月24日 改訂  
平成18年8月24日 改訂  
平成20年6月30日 改訂  
平成21年8月26日 改訂  
平成22年8月25日 改訂  
平成23年8月25日 改訂  
平成25年12月1日 改訂  
平成27年8月26日 改訂  
令和4年8月24日 改訂

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 インターアクションと称し、英文では、INTER ACTION Corporation と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ関連のハードウェア及びソフトウェアの設計、開発、製造、輸出入、販売、保守並びに賃貸、教育及びその人材の育成
2. 半導体の設計、開発、製造、輸出入及びその販売並びに賃貸
3. 半導体の性能検査システムの設計、開発、製造、輸出入及びその販売並びに賃貸
4. 光学機器関連のハードウェア及びソフトウェアの設計、開発、製造、輸出入及びその販売並びに賃貸
5. コンピュータ及びその関連機器による情報処理事業
6. 半導体及びその性能検査システムのコンサルタント業
7. 半導体の性能検査の受託
8. 太陽電池の設計、開発、製造、輸出入及びその販売並びに賃貸
9. 太陽電池の製造及び検査装置の設計、開発、製造、輸出入及びその販売並びに賃貸
10. 太陽電池及びその製造並びに検査装置のコンサルティング業
11. 太陽電池の性能検査の受託
12. 損害保険代理店業
13. 新商品開発計画、企画、立案並びに販売調査の受託
14. 経営コンサルタント業務
15. 不動産の企画、開発、売買、賃貸、及び管理並びにそれらの仲介及び情報提供サービス
16. 飲食店の企画、開発、設計、運営及び経営並びにそれらの請負、指導
17. 飲食店の経営及びフランチャイズチェーン店の加盟店募集並びに加盟店の指導業務
18. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の経営並びにその支援

- 1 9. 衣料品、日用品雑貨の輸出入及び卸、小売業
- 2 0. 排出権の売買
- 2 1. 排出権取引に伴うプロジェクト開発コンサルティング業
- 2 2. 排出権取引支援業務経営一般に関するコンサルティング業
- 2 3. タンク貯蔵施設の新設、改造、補修工事及び洗浄工事
- 2 4. 工事装置及び各種配管類の新設、補修工事並びに洗浄工事
- 2 5. 工業装置、タンク貯蔵施設及び各種配管の検査並びに塗装工事
- 2 6. 水質検査、水処理及び除染工事
- 2 7. 発電所、変電所の機器取付及び配線工事
- 2 8. アスファルト、モルタル、シーリング材等による防水工事
- 2 9. 上水道、下水道等の諸施設の新設、改造並びに補修工事
- 3 0. 火災警報設備、消火設備、避難設備等の新設及び改造
- 3 1. 洗浄用機械及び工具類の設計、製作、販売及び賃貸に関する業務
- 3 2. 建築事業に関する企画、設計、施工、増改築
- 3 3. 建築のリフォームの設計、施工及び処理請負
- 3 4. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理に関する業務
- 3 5. 足場の組立、建設資材等の重量物の運搬配置及び工作物の解体業務
- 3 6. 土木、建築、機械器具設置その他各種建設工事の設計、施工、監理、請負
- 3 7. 労働者派遣に関する業務
- 3 8. 自然エネルギー発電装置による発電
- 3 9. 自然エネルギー発電装置の開発、製造、販売及び貸し付け
- 4 0. 自然エネルギー発電装置の導入設置コンサルティング
- 4 1. 自然エネルギー発電装置の設置される敷地及び農地の管理運営
- 4 2. 電気工事業
- 4 3. 農業
- 4 4. 印刷機用全熱風式乾燥脱臭装置の製造販売
- 4 5. 各種乾燥装置の製造販売
- 4 6. 印刷関連機器の製造販売
- 4 7. 各種排ガス処理装置の製造販売
- 4 8. 空気清浄器等の環境関連機器の製造販売
- 4 9. 旅行及び観光に関する情報提供サービス並びにツアーの企画及び運営
- 5 0. ホテル、旅館等の宿泊施設の設計、経営及び管理
- 5 1. インターネットのウェブサイトE C（電子商取引）サイト、ウェブコンテンツ及びホームページの企画、作成、デザイン、販売、運営、保守及び管理
- 5 2. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、25,400,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第8条 株主名簿及び新株予約権原簿への記録、又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利の行使に際しての手續等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

(基準日)

第10条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合、随時これを招集する。

#### (招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

#### (決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会はその決議によって、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会等)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

- ② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- ④ 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。
- ⑤ 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、法令に定める要件に該当する場合には、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第25条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第27条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、在任監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 30 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、法令に定める要件に該当する場合には、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 33 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。



(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、法令に定める要件に該当する場合には、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 39 条 当社は、株主総会の決議によって毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第 41 条 剰余金の配当金（中間配当金を含む。）が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上